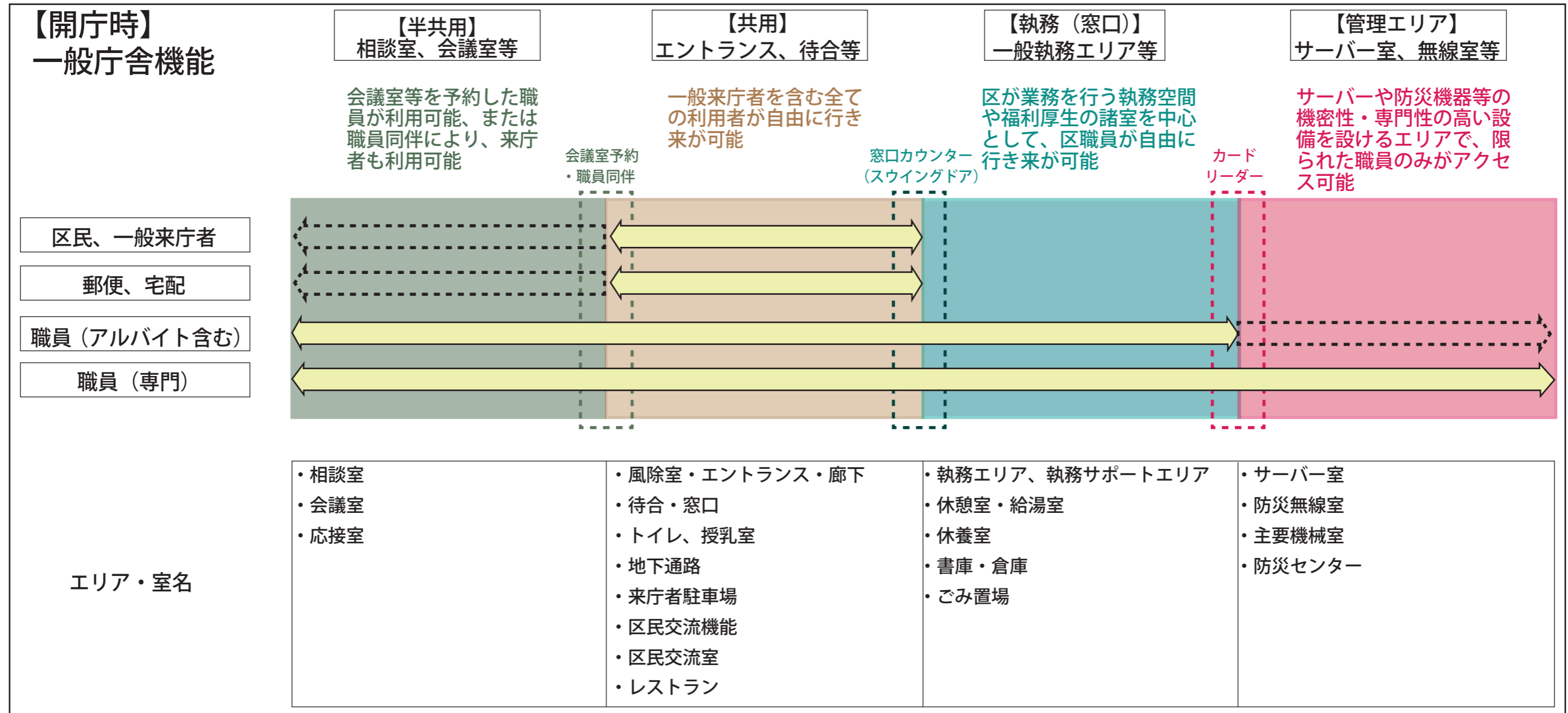


1) セキュリティエリア区分と対策

- ・建物内のセキュリティは、来庁者や職員が利用できるエリアを区分し、それぞれのエリアに応じたセキュリティ対策を講じます。
- ・適切な箇所にICカードリーダーや、監視カメラ等を設置することにより、セキュリティの充実を図ります。
- ・セキュリティは防災センター（中央監視室）で一括で管理します。

2) セキュリティ設備

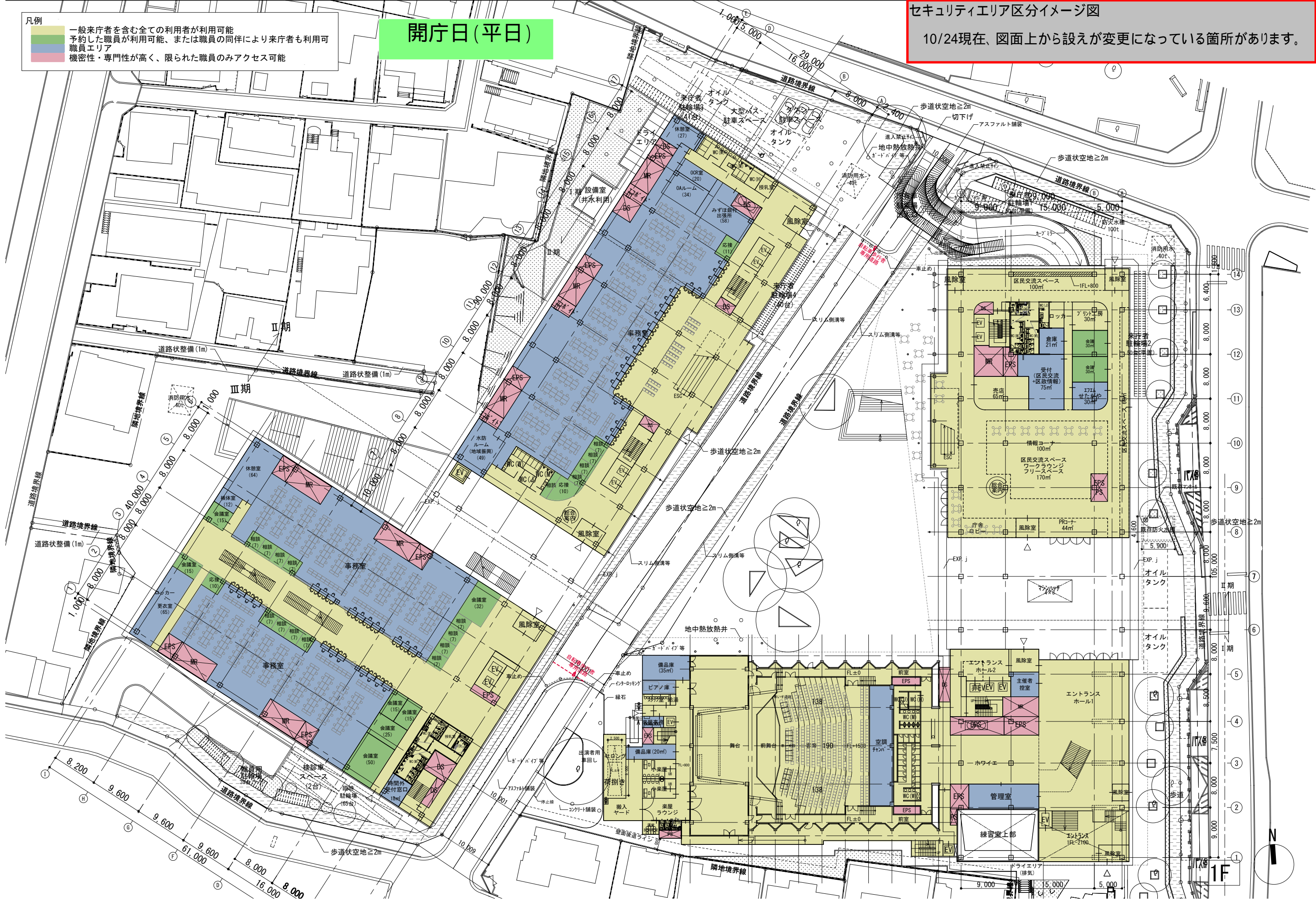
- ・庁舎の機能・運用に配慮し、時間外の外部者の入室規制（非接触式カードリーダー及び電気錠など）を計画します。
- ・防犯用として監視カメラを計画します。防災センター等にモニター及び録画装置を計画します。



- 凡例
- 一般来庁者を含む全ての利用者が利用可能
  - 予約した職員が利用可能、または職員の同伴により来庁者も利用可
  - 職員エリア
  - 機密性・専門性が高く、限られた職員のみアクセス可能

開庁日(平日)

セキュリティエリア区分イメージ図  
10/24現在、図面上から設えが変更になっている箇所があります。



- 凡例
- 一般来庁者を含む全ての利用者が利用可能
  - 予約した職員が利用可能、または職員の同伴により来庁者も利用可
  - 職員エリア
  - 機密性・専門性が高く、限られた職員のみアクセス可能

時間外(夜間)・閉庁日(休日)

セキュリティエリア区分イメージ図

10/24現在、図面上から設えが変更になっている箇所があります。

